

このたび、博士の学位取得のために提出された論文について不正行為（盗用）が認定されたため、学位授与を取り消し、学位記を返還させるという事態が発生いたしました。学位を授与する高等教育機関として、このような事態を引き起こしたことは極めて遺憾であります。

本学といたしましては、研究活動の公正性の確保の観点と学位を授与する高等教育機関としての社会的責任を重く受け止め、このような厳正な措置を行ったものです。

不正行為は、一義的には研究者・学生個人の倫理に関わる問題ではありますが、今回の問題を通して、大学院教育における指導や学位審査の在り方に対し、厳しく反省を迫られるものであると考えています。

今回の事態によって損なわれた大阪大学の学位に対する社会的信頼を回復するため、教員一人ひとりが学生に対するきめ細やかな教育指導を一層充実させるとともに不正行為の再発防止に向け、全学的な取組を行ってまいります。

大阪大学総長 西尾 章治郎